4．試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

（試験実施地）	（受験願書提出先及びその所在地）		
北海道	函館税関業務部通関業監督官	（〒040―8561）	函館市海岸町24番４号　函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地
神奈川県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地
静岡県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
愛知県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
大阪府	大阪税関業務部通関業監督官	（〒552―0021）	大阪市港区築港４丁目10番３号　大阪港湾合同庁舎
兵庫県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号
広島県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号
福岡県	門司税関業務部通関業監督官	（〒801―8511）	北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎
熊本県	長崎税関業務部通関業監督官	（〒850―0862）	長崎市出島町１番36号
沖縄県	沖縄地区税関通関業監督官	（〒900―0001）	那覇市港町２丁目11の１　那覇港湾合同庁舎

注．試験会場は、受験票に記載して通知する。

5．受験願書の受付期間等

⑴　書面により提出する場合

①　受付期間は、平成25年７月29日（月）から同年８月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後５時までとする。ただし、郵送による場合は、平成25年８月12日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として３千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

②　受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。

③　試験科目の一部免除を受けようとする者は、上記の受験願書の受付期間中に通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式Ｂ第1210号）及び証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を受けている者は当該通知書の写し）を受験願書とともに提出すること。

⑵　ＮＡＣＣＳを使用して提出する場合

①　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出をする場合の必要な手続きは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（ＮＡＣＣＳセンター）のホームページ（http://www.naccs.jp/）を参照すること。

②　受付期間・時間は、平成25年７月29日（月）午前10時から同年８月12日（月）午後５時まで（土曜日及び日曜日を含む。）とし、受験手数料として２千９百円を、上記の受付期間・時間内に電子納付すること。

なお、上記の受付期間・時間内に電子納付されない場合は、ＮＡＣＣＳを使用した受験願書の提出自体が無効となるので注意すること。

③　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出を行った後、所定の箇所に写真を貼付した受験票を別途提出すること。

④　ＮＡＣＣＳを使用して試験科目の一部免除を受けようとする者は、別途証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を受けている者は当該通知書の写し）を提出すること。また、この場合の必要な手続きは、ＮＡＣＣＳセンターのホームページを参照すること。

6．その他

⑴　受験願書用紙等の請求又は受験手続きに関する照会は、各税関の通関業監督官へ行うこと（郵送による場合は、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること）。

⑵　試験の詳細は、「第47回通関士試験受験案内」を参照すること。

医師国家試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、第108回医師国家試験を次のとおり施行する。

平成25年７月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

1　試験期日　平成26年２月８日（土曜日）、９日（日曜日）及び10日（月曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県

3　試験内容　臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者（平成26年３月10日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの（平成26年３月10日（月曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㋐の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成26年３月10日（月曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。